

表 取扱基準

基準		景観形成基準：文化的景観との調和を図る基準				修景基準：文化的景観の構成要素を支援する基準					修理・復旧基準：	
		景観単位		里山	段畑	集落	里海	集落			里海	文化的景観の重要な構成要素を維持・保存する基準
								主屋※1	付属屋※2	その他建築物※3		
① 建築物の建築等	敷地	規模	・現状維持又は周辺の景観と調和が可能な最小限の規模とする	・現状維持又は周辺環境と調和可能な規模とする	<ul style="list-style-type: none"> 原則、新たな建築等は行わない やむを得ず建築等を行う場合は、景観形成基準に従い、他の景観単位の範囲から望見されにくい措置を施し、文化的景観を損なわないようにする 	<ul style="list-style-type: none"> 履歴を考慮した規模とし、原則、分筆や合筆は行わない 					<ul style="list-style-type: none"> 履歴を調査の上、然るべき位置に配置する 	
		形状	・現状維持又は当該地及び周辺の景観を損ねないように道路沿道にまとめた形状とする	・現状維持又は周辺の景観と調和し、連続性に配慮した形状とする		<ul style="list-style-type: none"> 履歴を考慮した形状とする 履歴が不明な場合は、地盤面の高さを維持した上で、可能な限り正方形に近い形状とする 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、地盤面の高さを維持する 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、地盤面の高さを維持する 海岸線の変更は行わない 				
		建物配置	・現状維持又は当該地及び周辺の景観を損ねないように道路境界付近に配置する	<ul style="list-style-type: none"> 現状維持又は周辺の建築物との連続性に配慮した配置とする 現状維持又は周辺の景観を阻害しないように配置する 		<ul style="list-style-type: none"> 敷地規模に余裕がある場合は、敷地入口より庭等を介して奥側への配置を基本とする 敷地規模に応じて、道路境界に面して配することも可能とする 	<ul style="list-style-type: none"> 主屋と連続させ、敷地を囲繞する位置への配置を基本とする 	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の建築物との連続性に配慮する 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地を囲繞しない配置を基本とする 			
		植栽	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の遮蔽に努める 防風・防潮を目的とした植栽とする 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な建築物周辺や敷地内の緑化に努める 		<ul style="list-style-type: none"> 生垣と樹木は在来種又はこれに類するものとする 樹木の配置は、庭等のまとまりを阻害しない位置を基本とする 	<ul style="list-style-type: none"> 防風・防潮を目的とした植栽を基本とする 					
	規模	規模	・現状維持又は周辺の景観と調和する規模とする				<ul style="list-style-type: none"> 原則、梁間3間以下、桁行5.5間以下とする 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、梁間2間以下、桁行3間以下とし、かつ、敷地の規模及び形状に応じて主屋との調和と周辺建物との連続性に配慮する 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、梁間3間以下、桁行5.5間以下とする 	<ul style="list-style-type: none"> 履歴を調査の上、然るべき規模に修理する 		
		階数	・現状維持又は二階建て以下とする				<ul style="list-style-type: none"> 二階建て以下 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、二階建て以下とする 				
	構造		・現状維持又は木造とする				<ul style="list-style-type: none"> 在来軸組による木造 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、木造 	<ul style="list-style-type: none"> 履歴を調査の上、然るべき構造に修理する 			
	形態	屋根	形状	・地区の自然環境や歴史環境と調和し、落ち着いたまとまりのある形態とする				<ul style="list-style-type: none"> 原則、二方向以上の勾配を有する 寄棟造、切妻造、入母屋造を基本とする 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、二方向以上の勾配を有する 切妻造、入母屋造を基本とする 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、二方向以上の勾配を有する 	<ul style="list-style-type: none"> 履歴を調査の上、然るべき形態に修理する 	
			勾配					<ul style="list-style-type: none"> 4～5寸勾配を基本とする 	<ul style="list-style-type: none"> 4～6.5寸勾配を基本とする 	<ul style="list-style-type: none"> 4～5寸勾配を基本とする 		
			材料					<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦・瓦葺きを基本とする 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、瓦葺き 			
		下屋	配置					<ul style="list-style-type: none"> 原則、下屋は設けない ただし、下屋庇を巡らせることは可能 	<ul style="list-style-type: none"> 正面（出入口）側への配置を基本とする 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、下屋は設けない ただし、下屋庇を巡らせることは可能 		<ul style="list-style-type: none"> 正面（出入口）側への配置を基本とする
			勾配					<ul style="list-style-type: none"> 4～5寸勾配を基本とする 	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦・瓦葺きを基本とする 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、瓦葺き又は金属板葺とする 		
			材料					<ul style="list-style-type: none"> 原則、垂木及び野地板を露わす 軒の出が大きい場合は、出桁を通し腕木・方杖で支持することを基本として、せがい造も可能とする 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、垂木及び野地板を露わす 	<ul style="list-style-type: none"> 垂木及び野地板を露わす、又は板材による化粧野地板仕上げも可能とする 		
	外部意匠	軒	・地区の自然環境や歴史環境と調和し、落ち着いたまとまりのある外部意匠とする				<ul style="list-style-type: none"> 原則、垂木及び野地板を露わす 下屋庇は、出桁を通し腕木・方杖で支持することを基本として、せがい造も可能とする 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、垂木及び野地板を露わす 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、垂木及び野地板を露わす 	<ul style="list-style-type: none"> 履歴を調査の上、然るべき旧状の外部意匠に修理する 		
		庇					<ul style="list-style-type: none"> 平入を基本とし、原則、式台あるいは石段等を設けない 原則、開戸としない 	<ul style="list-style-type: none"> 平入を基本とし、下部に石段等を築く 原則、開戸としない 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、開戸としない 			
出入口						<ul style="list-style-type: none"> 原則、外側に木製雨戸を引き通す、あるいは木製格子を嵌める 雨戸外側に手摺を巡らせることを基本とする 建具は、硝子戸とし、外側に障子戸を設ける場合は、二重建具も可能とする 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、最上階のみの設置として開戸としない 建具は、ガラス戸又は障子戸とする 外側に木製格子あるいは木製雨戸を引き通すことも可能とする 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、開戸としない 				
開口部						<ul style="list-style-type: none"> 原則、木造とし、羽目板で仕上げ、彫子の使用も可能とする 	<ul style="list-style-type: none"> 真壁造とする 仕上は、漆喰塗又は中塗とし、腰部、妻壁に豎羽目板を張ることも可能とする 	<ul style="list-style-type: none"> 真壁造又は大壁造とする 仕上は、景観形成基準に従う 				
戸袋						<ul style="list-style-type: none"> 原則、石積とする やむを得ず石積とできない場合は、景観形成基準に従う 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、犬走は設けない やむを得ず犬走を設ける場合は、自然石の縁石を雨落の建物側に配する 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、犬走は設けない 隠居あるいは生活上の室を有する建築物については、やむを得ず犬走を設ける場合は、自然石の縁石を雨落の建物側に配する 	<ul style="list-style-type: none"> 景観形成基準に従う 			
外壁						<ul style="list-style-type: none"> 無彩色を基本とする 防風・防虫上等、やむを得ず塗色等する場合は、景観形成基準に従う 	<ul style="list-style-type: none"> 無彩色を基本とする 防風・防虫上等、やむを得ず塗色等する場合は、景観形成基準に従う 	<ul style="list-style-type: none"> 景観形成基準に従う 	<ul style="list-style-type: none"> 履歴を調査の上、外観を然るべき旧状の色彩に修理する 			
基礎						<ul style="list-style-type: none"> 景観形成基準に従う 	<ul style="list-style-type: none"> 景観形成基準に従う 	<ul style="list-style-type: none"> 景観形成基準に従う 				
外構						<ul style="list-style-type: none"> 景観形成基準に従う 	<ul style="list-style-type: none"> 景観形成基準に従う 	<ul style="list-style-type: none"> 景観形成基準に従う 	<ul style="list-style-type: none"> 修景基準に従う 			
色彩	・周辺の景観と調和する落ち着いた色のある色彩を基調とする				<ul style="list-style-type: none"> 履歴を考慮し、地形に合った位置とする 河川水面の境界を維持する 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、河川水面の境界、海岸線を維持する 	<ul style="list-style-type: none"> 履歴を調査の上、然るべき旧状に復旧する 					
住宅設備機器及び配管・配線類	<ul style="list-style-type: none"> 空調室外機等の建築設備は、公共の場から見えない位置への設置に努め、やむを得ず設置する場合は、自然素材のものや緑化により覆うなど周辺の自然環境と調和するように配慮する 配管やダクト等は、道路など公共の場から見える部分に露出しないよう配慮し、やむを得ず露出する場合は、壁面と同一の色調とするなど目立たないようにする 				<ul style="list-style-type: none"> 原則、新たな垣・擁壁・護岸の建設等は行わない やむを得ず建設等を行う場合は、景観形成基準に従う 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、無彩色とする 自然素材ではない材料によるものは、景観形成基準に従う 	<ul style="list-style-type: none"> 履歴を調査の上、然るべき旧状に復旧する 					
② 工作物の建設等	垣（生垣除く） 擁壁 護岸	位置	・現状維持又は相隣との連続性の確保に努める			<ul style="list-style-type: none"> 原則、新たな垣・擁壁・護岸の建設等は行わない やむを得ず建設等を行う場合は、景観形成基準に従う 	<ul style="list-style-type: none"> 履歴を考慮し、地形に合った位置とする 河川水面の境界を維持する 					<ul style="list-style-type: none"> 原則、河川水面の境界、海岸線を維持する
		規模	・現状維持又は周辺景観との調和に努める				<ul style="list-style-type: none"> 相隣との連続性を損なわない規模とする 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、自然石を用い、在来の工法とする 				
		構造	<ul style="list-style-type: none"> 現状維持又は自然素材の使用に努める 使用材料の特性に応じた構造とする 				<ul style="list-style-type: none"> 履歴を考慮し、相隣との一体性と連続性を損なわない形態とする 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、外観仕上を自然石とする 自然石の種類、規模及び加工等は相隣との調和を図る 裏込にて固定する場合は、目地の奥行きを確保する 				
		形態	<ul style="list-style-type: none"> 段畑の形態の保全に努める 石垣の保全に努める 	<ul style="list-style-type: none"> 石垣の保全に努め、建築物と調和する形態、意匠とする 			<ul style="list-style-type: none"> 原則、無彩色とする 自然素材ではない材料によるものは、景観形成基準に従う 					
		意匠	<ul style="list-style-type: none"> 目立つ色は避け、周辺の自然環境と調和する色彩を基調とする 				<ul style="list-style-type: none"> 原則、無彩色とする 自然素材ではない材料によるものは、景観形成基準に従う 					

※1 原則、住宅の主屋を対象とする
 ※2 原則、住宅の付属屋（隠居、付属小屋、門）を対象とする
 ※3 社寺建築については、重要な構成要素の特定により修理・復旧基準の適用を図る

基準		景観形成基準：文化的景観との調和を図る基準				修景基準：文化的景観の構成要素を支援する基準					修理・復旧基準：		
景観単位		里山	段畑	集落	里海	里山	段畑	集落			里海	文化的景観の重要な構成要素を維持・保存する基準	
								主屋※1	付属屋※2	その他建築物※3			
欄 塀	位置	・現状維持又は相隣との連続性の確保に努める				・原則、新たな柵・塀の建設等は行わない ・やむを得ず建設等を行う場合は、景観形成基準に従う	・景観形成基準に従う					・履歴を調査の上、然るべき旧状に復旧する	
	規模	・現状維持又は周辺景観との調和に努める					・景観形成基準に従う						
	構造	・現状維持又は自然素材の使用に努め、材料の性質に応じた構造とする					・板柵、板塀及び土塀を基本とし、在来の工法に従う						
	形態	・機能に応じた形態を基本として過剰な意匠は避ける					・在来の工法に従った形態とする						
	意匠	・機能に応じた形態を基本として過剰な意匠は避ける					・在来の工法に従った意匠とする						
	色彩	・目立つ色は避け、周辺と調和する色彩を基調とする					・周辺の集落景観と調和する色彩を基調とする						
	煙突又はごみ焼却施設												—
	アソビ等その他これらに類するもの						・景観形成基準に従う						—
	記念塔等その他これらに類するもの												—
	彫像その他これらに類するもの	・相隣との景観の連続性や調和に配慮し、圧迫感を与えないように工夫すること											—
高架水槽	・地区の自然環境、段畑や集落に対して目立つ色は避け、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること				・原則、建設等しない		・景観形成基準に従う			—			
汚水・排水処理施設	・通りから望見できる壁面は、段畑の石垣との連続性に配慮した配置に努める、集落環境にあっては、町並みの連続性を損なわないものとする				・原則、建設等しない		・原則、建設等しない			—			
遊戯施設	・周辺の環境に配慮した高さとする									—			
プラントその他これらに類する施設										—			
石油等、穀物、飼料等を貯蔵する施設										—			
電気通信のための線路又は空中線系					・景観形成基準に従う					—			
太陽光発電設備、風力発電設備その他これらに類するもの	・原則、太陽光発電設備は設置しない ・家庭用太陽光発電設備は地上設置を避け、道路や公共の場から容易に望見できない位置とし、周辺の環境と調和したものとする ・原則、風力発電設備は設置しない やむを得ない場合は、稜線を遮らないよう、眺望に配慮した配置や規模とする									—			
③ 開発行為	建築物の建築又は工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更	・開発後の状況が、周辺の景観と著しく不調和とならないこと ・斜面における土地の形状を変更する場合は、現状の形状を活かすよう配慮するとともに、植栽等による修景に努める ・樹木の伐採は必要最小限にとどめる				・段畑の背景となる里山の斜面緑地については、周辺の植生に配慮して緑化に努める	・造成等による擁壁や法面は、緑化又は石積等により周辺の自然環境及び段畑の景観との調和に配慮する	・原則、禁止する ・やむを得ず変更を生じる場合は、修景基準（集落）の敷地の基準を準用し、かつ、長期間空地が生じないように努める			・景観形成基準に従う	—	
④ 条例で定める行為	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	・集積等の面積は必要最小限にとどめ、高さは極力低くするとともに、整然とした堆積とする ・道路や公共の場から容易に望見できない位置とするか、周囲から見えにくいよう遮へいし、周辺の景観に配慮する				・景観形成基準に従い、かつ、変更後の状態が文化的景観の特性を阻害しないものとする					—		
	土地の形質の変更	・農道、林道、耕作道等は、整備する素材や設置場所、規模など、地区の景観に配慮したものとする ・石垣の新設・修復にあたっては、工法と材料などを地区の伝統や歴史に配慮するよう努める ・信仰及び地区の祝祭行事に係る施設（石造物、建造物等）を保存する				・景観形成基準に従い、かつ、変更後の状態が当該地及び周辺の文化的景観の構成要素の特性を阻害しないものとする					—		
	木竹の伐採、植栽	・木竹の大規模な伐採は避ける ・伐採の位置は、公共の場からの眺望に配慮する ・伐採後は植栽に努め、その際は周辺の植生に配慮する				・地区に在来の樹木、生垣等は伐採しない。やむを得ず伐採しなければならない場合は、これに代わる植栽を行う	・農作物の形成する景観の維持に努める	・景観形成基準に従う			—		
⑤ その他の行為	農地の用途等変更	・段畑景観の保存のため農地の維持保全に努める				・原則、地目変更は行わない		・宅地利用を基本とする			—		
	駐車場等	・駐車場、駐輪場、ごみ集積所等は、形態・意匠、素材の工夫、周囲の緑化等により、地区の景観と調和するよう配慮する				・景観形成基準に従う	・原則、駐車場の設置は避ける（個人の駐車スペースは除く）				・景観形成基準に従う	—	
	屋外広告物	・周辺環境に調和した質の高いデザインとなるよう配慮する ・掲出面は、周囲の色彩と調和した落ち着いた色調を基調とする				・原則、設置しない		・建築物の屋根あるいは屋上への設置は避ける			・景観形成基準に従う	—	
	自動販売機	・独立した設置は避け、建築物の軒下などへの設置に努める				・原則、設置しない		・景観形成基準に従う			—		

※1 原則、住宅の主屋を対象とする

※2 原則、住宅の付属屋（隠居、付属小屋、門）を対象とする

※3 社寺建築については、重要な構成要素の特定により修理・復旧基準の適用を図る